

Q & A

患者の遺体の引き取りを申し出る者がいない場合、どのように対応したらよいか？

Q. 当院に入院中の患者が亡くなったのですが、患者の遺体を引き取る人がいません。病院としてどのように対応すれば良いのでしょうか。

A. 最終的に遺体を引き取る者がいない場合には、市町村に引き取りを求めることとなります。ただし、その前に、医療機関が把握している限りの近親者や同居者に引き取りを求めるとともに、引き取りを拒否する場合は、拒否の理由を聴取し、経済的理由によるのであれば葬祭扶助の制度を説明して引き取りを促すというプロセスを経ることが望ましいでしょう。

1. 遺体の引き取り義務について

遺体を引き取る義務が誰にあるか、ということを確認に定めた法律はなく、また、そのことを明確に判示した裁判例も見当たりません。しかし、本来遺体は誰が引き取るべきか、という価値判断を窺わせる法規は存在します。

後述する生活保護法には、死者の葬祭を行う扶養義務者がいないことを条件に葬儀等の費用を扶助するという規定があります。ここにいう扶養義務者とは、配偶者、直系血族（親や子など）、および兄弟姉妹などを指します（民法第 752 条、第 877 条）。また、戸籍法第 87 条は、死亡届の提出義務を、同居の親族、その他の同居者、および家主等が負うと規定しています。

法的な強制力はありませんが、医療機関としては、これらの者に対し、遺体の引き取りを求めることとなります。入院申込書において、身元引受人に「退院時の引き取り」を誓約させるなどしておくことで、遺体の引き取りを求めやすくなるでしょう。

2. 遺族が経済的理由を述べる場合

遺族の中には、亡くなった患者を弔う心情はあるものの、葬祭費用の負担を嫌って引き取りを躊躇する方もいます。このような場合には、葬祭扶助の制度（生活保護法第 18 条）を紹介して、遺体の引き取りを促す対応が考えられます。

同制度では、遺族が経済的に困窮し、生活保護の基準を満たす場合に、葬祭等にかかる一

定の費用が給付されます（同条第 1 項）。

また、死者自身が経済的に困窮していた場合、すなわち、死者が生活保護を受給していた場合や死者が遺留した金品では葬祭費用に足りない場合にも、葬祭を行う者に扶助が行われます（同条第 2 項）。こちらのケースの扶助は、死者に扶養義務者がいない場合に限り認められています。

3. 遺体を引き取る者がいない場合

亡くなった患者に身寄りのない場合、あるいは、上記の対応を経ても遺族が引き取りを拒否する場合には、最終的に、医療機関の所在する市町村に引き取りを求めることとなります。

この対応の根拠となる規定は、「墓地、埋葬等に関する法律」です。同法第 9 条では、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」とされています（同条第 1 項）。

市町村からは、遺族の存在や引き取りの意思の有無など、事情を問われますので、円滑に手続きを進めるためにも、事前に上記 1 ないし 2 の対応を経ておき、説明できるようにしておくことが望ましいでしょう。

なお、この場合の埋葬・火葬費用には、患者の遺留した金銭等が充てられることとされています（同条第 2 項、行旅病人及行旅死亡人取扱法第 11 条）。したがって、患者が遺留した金品は、市町村長に引き渡すこととなります。

4. 遺体の引き取りを希望する者が複数いる場合

今日では稀なケースかと思われませんが、遺体の引き取りを希望する者が複数あるという事態も想定されます。本件とは異なり、遺体を引き取る「権利」が問題となる場面です。

遺体に対する権利についても、これを明確に定めた法律はありません。しかし、判例において、遺体は、物と同じように「所有権」の対象になるとされています（大審院大正 10 年 7 月 5 日判決）。この判例は戦前のものですが、その後の多くの裁判例もこの判断を踏襲しています。

また、上記大審院判例では、遺体の所有権は相続人に帰属すると判示していますが、戦後の事例では、遺骨について「慣習に従って祭祀を主宰すべき者」に帰属するとした最高裁の判例があり（最高裁平成元年 7 月 18 日判決）、他の裁判例も多くは同様の判断をしています。

とはいえ、医療機関は、誰が「祭祀を主宰すべき者」であるかを判断することが困難な上、

判断すべき立場にもありません。医療機関としては、患者の死亡後最初に引き取りを申し出た者が、亡くなった患者と関係の明らかな者であれば、その者に遺体を引き取らせることで、遺体の引き渡し義務を尽くしたものと考えてよいでしょう。

5. 遺体の引き渡しについて

患者自身や近親者の心情や宗教観が絡み問題が複雑化することもあります。紛争化を避けるためにも、事前に手順を整理しておくことが望ましいでしょう。

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [第8回 医療福祉相談室から～「医療費が払えない」と言われたら\(2\) 生活保護***](#)
- ・ [「死亡保障」の考え方 まず、万一のことが起こった時の「将来の支出」算出から**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。